

鯖江市告示第 7 号

次のとおり一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により公告する。

令和8年1月14日

鯖江市長 佐々木 勝久



1 入札に付する公有財産物件

別表に掲げる物件を個別に入札に付し、売り払う。

詳細は、紀尾井町戦略研究所株式会社がインターネットにて提供するインターネット公有財産売却システム（KSI官公庁オークション）による。

2 入札の方式

紀尾井町戦略研究所株式会社が運営するインターネット公有財産売却システム（以下「売却システム」という。）（<http://kankocho.jp>）を利用した一般競争入札を行う。

なお、入札参加手続等については売却システムの鯖江市公有財産売却ページにおいて公開する。

3 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 暴力的行為を行う組織に属していないこと。
- (3) 無差別大量殺人行為を行った団体に属していないこと。
- (4) 日本語を完全に理解できること。
- (5) 鯖江市が定める鯖江市インターネット公有財産売却ガイドライン（以下「市ガイドライン」という。）および紀尾井町戦略研究所株式会社が定める売却システムに関連する規約・ガイドラインの内容を承諾し、遵守することができる者であること。
- (6) 公有財産の買受けについて一定の資格その他の条件を必要とする場合で、これらの資格などを有していること。
- (7) 日本国内に住所、連絡先があること。
- (8) 18歳以上であること。
- (9) あらかじめ入札参加申込の手続を完了していること。

4 入札参加申込みの方法

以下の(1)および(2)の手続を完了しない者は、入札に参加できない。

(1) 参加仮申し込み

入札参加希望者は、令和8年1月14日（水）午後1時から令和8年2月3日（火）午後2時までに、あらかじめ紀尾井町戦略研究所株式会社の提供する売却システムによ

り参加の仮申し込みの手続きを行うとともに、クレジットカードにより鯖江市が定めた入札保証金を納付すること。

(2) 参加申込み（本申込み）

仮申込み手続を完了した後、令和8年1月14日（水）から令和8年2月3日（火）までに所定の申込書により鯖江市総務部施設管理課に一般競争入札への参加を申し込むこと。（申込締切日の消印有効）

(3) 代理人による手続（本人以外の者が本人のために入札等の手続をすることをいう。）をする場合は、代理人は次の書類を令和8年2月10日（火）必着で提出すること。

- ① 本人からの委任状（鯖江市公式ウェブサイトからダウンロードした様式）
- ② 委任者および受任者双方の本人確認ができる書類（住民票の写し等（法人の場合は、登記事項証明書等の写し））

5 入札期間および方法

- (1) 入札期間 令和8年2月17日（火）午後1時から
令和8年2月24日（火）午後1時まで

(2) 入札方法

- ① 上記4の(1)から(3)のすべての手続を完了した者は、ログインIDで入札（入札金額を売却システム上に入力）すること。
- ② 入札する者の都合による取消しや変更はできない。
- ③ 郵便等による入札書の提出は認めない。

6 開札および落札者の決定

- (1) 令和8年2月24日（火）午後1時以降に売却システム上で開札を行う。
- (2) 物件ごとに予定価格（最低売却価格）以上で、かつ、最高価格である入札金額を売却決定金額とし、その入札金額で入札した者を落札者とする。
- (3) 最高価格で入札した者が複数いる場合は、くじ（自動抽選）で落札者を決定する。
- (4) 物件ごとに落札者のログインIDおよび売却決定金額を売却システム上に公開する。

7 契約保証金の納付

落札者は、落札の決定後に契約保証金を納付する。契約保証金は、予定価格の100分の10以上の金額とし、落札者の納付した入札保証金を依頼書に基づき、全額契約保証金に充当する。

8 契約の締結

- (1) 落札者は、令和8年3月6日（金）までに売買契約書により契約を締結しなければならない。
- (2) 落札者が鯖江市の定める契約締結期限までに契約を締結しない場合は、その落札を無効とし、契約保証金は、鯖江市に帰属する。

9 売払代金の残金の納付

- (1) 契約を締結した者は、令和8年3月10日（火）午後2時30分までに鯖江市が指定する方法により当該契約に係る売払代金を納付しなければならない。
- (2) 納付期限までに納付が確認できない場合は、契約保証金は、損害金として鯖江市に帰属する。
- (3) 売払代金の残金（納付する金額）は、落札価額から契約保証金を差し引いた金額とする。

10 物件の引渡し

売払代金の納付を鯖江市が確認した後、売払代金納付時の現状のまま売却物件を引き渡す。なお、引渡しに関する一切の費用は、落札者の負担とする。

11 入札の無効

本公告に示した競争入札参加資格のない者および競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札および入札説明書（市ガイドライン）に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

12 その他

- (1) 入札参加者は、売却システム鯖江市ページ、市ガイドライン等を確認し、これらの条項を遵守すること。
- (2) 契約締結後に鯖江市の責に帰することができない事由により滅失、き損等が生じた場合、鯖江市に対して契約の解除および売払代金の減額を請求することはできない。
- (3) この公告、市ガイドライン等に記載する事項および下見会にて確認した売却物件と整合しない事柄を発見しても、それを理由として落札の無効、契約の解除および売払代金の減額を請求することはできない。また、鯖江市は、かし担保責任を負わない。
- (4) 契約締結後に、その契約に定める義務を履行しないときは、その損害に相当する金額を損害賠償として鯖江市に支払わなければならない。

問い合わせ先

〒916-0022

福井県鯖江市西山町13番1号

鯖江市総務部施設管理課

TEL 0778-53-2221

FAX 0778-51-8164

e-mail: SC-Shisetsu@city.sabae.lg.jp

別紙

令和 7 年度 2 月開催公有財産売却 物件リスト

区分番号	物件名	予定価格	入札保証金
R07-5(施設)-1	H24 年式 トヨタコースター 走行距離 3.7 万 Km	¥500,000	¥50,000